

答 申

1 審査会の結論

埼玉県知事（以下「実施機関」という。）が、令和6年4月9日付けで行った公文書不開示決定は、妥当である。

2 審査請求及び審議の経緯

- (1) 審査請求人は、令和6年3月27日付けで、埼玉県情報公開条例（平成12年埼玉県条例第77号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、実施機関に対し、「1.川越建築安全センターで働く会計年度任用職員の人数 2.会計年度任用職員の男女の別と年齢構成 3.会計年度任用職員の勤続年数」と記載した公文書開示請求書を提出し、該当する公文書の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- (2) これに対し実施機関は、本件開示請求のうち川越建築安全センターで働く会計年度任用職員の人数、男女の別と年齢構成については、該当する公文書は作成しておらず、存在しないとして、また勤続年数については会計年度任用職員の履歴書を対象文書として特定し、これが条例第10条第1号に該当するとして、令和6年4月9日付けで、公文書不開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。
- (3) 審査請求人は、実施機関に対し、同年4月22日付けで、本件処分の取消しを求めて審査請求を行った。
- (4) 実施機関は、同年4月25日付けで、審査請求人に対し、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第23条の規定に基づき審査請求書の補正命令を行った。
- (5) 審査請求人は前記補正命令を受けた審査請求書の記載事項について、同年5月9日付けで補正を行った（以下「本件審査請求」という。）。

- (6) 当審査会は、本件審査請求について、同年6月19日に実施機関から条例第24条の規定に基づく諮問を受けるとともに、弁明書及び反論書の写しの提出を受けた。
- (7) 当審査会は、同年7月23日に実施機関の職員から意見聴取を行った。
- (8) 当審査会は、同年9月5日付けで、審査請求人に対し、条例第26条第4項の規定に基づき書面にて資料の提出を求めた。

3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人が主張している内容は、おおむね次のとおりである。

(1) 審査請求の趣旨

本件処分を取り消すとの裁決を求める。

(2) 審査請求の理由

会計年度任用職員の勤続年数を無断で会計年度任用職員の履歴書に改ざんされた。また、本件開示請求における対象文書は他の自治体では開示されているにもかかわらず、埼玉県は不開示としているため条例第10条第1号の規定に違反しており、違法である。

(3) 反論書の趣旨

公文書不開示決定の根拠として条例第10条第1号が指摘されているが、特段、個人名等の開示を要求しているわけではないので、内容として適切ではない上に、判例に照らしても適切ではない。

また、国や他の地方公共団体では同種の文書が開示されているにもかかわらず、本件において不開示決定がされているのは適切ではない。

さらに、会計年度任用職員の給与等は各職員から提出された履歴書等を基準に決定しているという点についても、会計年度任用職員を総務担当者（係）がまとめ、県の会計担当者（係）にリストを渡せば、会計年度任用職員全員の振込先口座が分かり、人数や職歴等を知りえる事が出来るから、本件処分は適切とはいえない。

4 実施機関の主張の要旨

実施機関が主張している内容は、おおむね次のとおりである。

本件開示請求に対し、川越建築安全センターに勤務している会計年度任用職員の人数、男女比及び年齢構成に関する文書（以下「開示請求対象文書」という。）が存在しないこと及び勤務年数に関する文書は各職員の履歴書が該当し、当該文書は条例第10条第1号に該当することから、本件処分を行った。

この点、審査請求人は、会計年度任用職員の給与を支払うため、開示請求対象文書を作成しているはずであると主張している。また、審査請求人は、会計年度任用職員のリストを作成する義務が生じているとも主張している。

しかし、会計年度任用職員の人数や男女比等を記載した文書は作成しておらず、不存在であることから不開示決定をしたのであり、審査請求人の主張は否認する。

また、審査請求人は、履歴書では特定の個人を識別することは出来ないとするのが判例の立場であるから、条例第10条第1号の不開示情報には該当しないと主張している。

しかし、会計年度任用職員の履歴書は個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、条例第10条第1号に該当するため、不開示決定をしたものであるから、条例第10条第1号の不開示情報には該当しないと審査請求人の主張は否認する。

5 審査会の判断

(1) 本件処分について

実施機関は、本件開示請求のうち、川越建築安全センターで働く会計年度任用職員の人数、男女の別、年齢構成について公文書が作成されていないこと、また会計年度任用職員の勤続年数について特定した公文書が条例第10条第1号の不開示事由に該当することを理由に不開示決定を行った。

これに対し審査請求人は、それぞれの理由について適切ではない旨の主張をするので、以下、本件処分の理由ごとにその適否を検討する。

(2) 公文書の不存在について

審査請求人は、開示請求対象文書について、それぞれの職歴等に応じた給与の支払いのため必要であり、作成していないことに問題がある旨、主張する。

しかし、会計年度任用職員の給与等の支給額を決定するに当たって利用されるのは、該当の職員が採用時に提出した個々の履歴書である。審査請求人が求めるような、特定の事務所における会計年度任用職員の属性を全体として把握する公文書は、事務処理上、必ずしも必要ではない。加えて、実施機関は、法令上、審査請求人が求める公文書の作成を義務付けられていない。そのため、審査請求人が求める公文書は存在しないという実施機関の説明に不自然、不合理な点はない。

したがって、文書不存在を理由に行われた本件処分は妥当である。

(3) 第10条第1号該当性について

条例第10条第1号本文は、「個人に関する情報（・・・略・・・）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（・・・略・・・）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を不開示情報として規定している。

また、同号ただし書イ「法令若しくは他の条例により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、ロ「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」及びハ「当該個人が公務員等（・・・略・・・）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」に該当する情報については、不開示情報から除くものとしている。

これを本件についてみるに、実施機関が対象文書として特定した会計年度任用職員の履歴書は明らかに条例第10条第1号本文に該当するとともに、同号ただし書イ乃至ハのいずれにも該当しない。

したがって、条例第10条第1号本文の不開示事由に該当することを理由に行われた本件処分は、妥当である。

(4) その他

審査請求人のその他の主張については、いずれも審査会の判断を左右するものではない。

(5) 結論

以上のことから、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

土田 伸也、石田 若菜、石塚 洋一

審議の経過

年 月 日	内 容
令和6年 6月19日	諮問(諮問第374号)を受け、弁明書及び反論書の写しを受理
令和6年 7月23日	実施機関から意見聴取及び審議(第三部会第182回審査会)
令和6年 8月30日	審議(第三部会第183回審査会)
令和6年 9月 5日	審査請求人に対し、書面にて資料の提出の求めを実施
令和6年10月29日	答申